

- 1 日時 : 令和7年7月8日(火) 14時から17時まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員) 山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員
(事務局(法務文書課)) 大崎補佐、三宮チーフ、小坂会計年度任用職員
(公文書館) 宅間館長、小溝次長、堀川チーフ、宮本主幹、山端主幹、谷口主幹、山崎専門員、平尾専門員、武田専門員、山本会計年度任用職員
- 4 議事概要
 - ・ 令和6年度第3回公文書管理委員会の議事録、議事概要を確認し、確定した。
 - ・ 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、まず、公文書館から選別結果について、選別会議で議論となったものを中心に説明した。
 - ・ 委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった公文書ファイルのうち一部のファイルについて諮問を受けた選別結果から、歴史公文書等該当(移管が適当)、歴史公文書等非該当(廃棄が適当)及び継続審議が適当と認める旨の答申を行い、これら以外のファイルについては諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行った。
- 5 諮問に関する主な意見
 - ・ 森づくり推進課の市町村森林整備計画書については、既に移管されている計画書の冊子以外にも市町村の森林整備等の詳細状況が分かる文書が含まれているので残すべき。
 - ・ 木材増産推進課の造林や間伐に関する事業の文書は、これまでに移管されていない補助金要綱改正に関するものであり残すべき。
 - ・ 県立病院課の安芸病院や公舎取得に関する文書には、大規模な改築工事や県有財産の取得に関わる重要な文書が含まれているので移管すべき。また昭和45年、46年の病院経営診断報告書には当時の県立病院の診療体制や経営状況等が分かる貴重な文書が含まれるため移管すべき。
 - ・ 須崎土木事務所の災害復旧工事、災害応急工事に関する文書は全て移管となる激甚災害に指定された平成30年7月豪雨に関する文書ではなく、小規模な災害応急工事に関する文書のため廃棄とすべき。
 - ・ 県立学校の指導要録、職員会議録等に関する文書は、これまでに歴史公文書等となったものの内容を踏まえ選別基準を整理し、移管又は廃棄を決定する必要があるため継続審議とすべき。
 - ・ 現物確認をしていない新型コロナウイルス感染症に関する文書は、改めて選別基準を整理し、移管又は廃棄を決定する必要があるため継続審議とすべき。
 - ・ 現物確認をしていない施行日前公文書【知事部局】(地域福祉政策課、福祉指導課、産業政策課、地産・地消外商課、農業基盤課、河川課)、【教育委員会事務局】(教育政策課、教職員・福利課、幼保支援課、小中学校課、教育センター)、【公立大学法人】(大学法人本部、高知県立大学)は継続審議とすべき。
- 6 その他
 - ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。